

令和6年分所得税及び復興特別所得税の 予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

税務署長
令和 年 月 日提出

現在の住所又は居所事業所等	(〒 -)	職業	
フリガナ氏名		電話番号	

令和6年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円
予定納税額	第1期分	円
	第2期分	円

- 「通知を受けた金額」欄には、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
- 「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額(⑨の金額)」、「予定納税額(④③、④④の金額)」をそれぞれ書いてください。

- 減額申請の理由(該当する項目を○で囲んでください)
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他(業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)
 予定納税特別控除額(同一生計配偶者又は扶養親族に係る控除額の追加)
- 減額申請の具体的理由(例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

3 添付書類の名称(申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。)

(1) _____ (3) _____

(2) _____ (4) _____

申告納税見積額等の計算書(書き方は裏面を参照してください。)

	申請金額
令和6年分の所得金額の見積額	円
営業等・農業	①
不動産	②
利子	③
配当	④
雑	⑤
総合譲渡・一時	⑥
合計(総合課税)	⑧
	⑨
	⑩
合計所得金額	⑪
所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	⑫
生命保険料控除	⑬
地震保険料控除	⑭
寡婦、ひとり親、 勤労学生、障害者	⑮
配偶者(特別)控除	⑯
扶養控除	⑰
基礎控除	⑱
雑損控除	⑲
医療費(特例)控除	⑳
寄附金控除	㉑
合計	㉒

	申請金額
課税される所得金額	円
⑧に対する額	⑳
⑨に対する額	㉑
⑩に対する額	㉒
税額	
上の㉑に対する税額	㉓
上の㉒に対する税額	㉔
上の㉓に対する税額	㉕
額合計	㉖
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	㉗
政党等寄附金等特別控除	㉘
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・ 認定住宅等新築等特別税額控除	㉙
差引所得税額(㉖-㉗-㉘-㉙-㉚) (赤字のときは0と書いてください。)	㉚
災害減免額、所得税に係る分配時調整 外国税相当額控除及び外国税額控除	㉛
所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額×100/102.1)	㉜
再差引所得税額(㉚-㉛-㉜) (赤字のときは0と書いてください。)	㉝
㉝ × 2.1%	㉞
申告納税見積額(㉖+㉞) (15万円未満のときは0と書いてください。)	㉟
予定納税	
本人分(3万円)	㊱
特別控除額	
同一生計配偶者等分 (1人につき3万円)	㊲
合計	㊳
予定納税額	
第1期分	㊴
第2期分	㊵

(署) 税 理 士
(電話番号) 名 士

裏面の1の(4)を記入してください。

千円未満の端数は切り捨ててください。

百円未満の端数は切り捨ててください。

通信日付印の年月日	確認	整理番号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	一連番号
年 月 日		0			

- ご注意
- この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月31日、11月減額申請の場合は11月15日です。
 - 予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
 - 変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

申告納税見積額等の計算書の書き方

1 「所得金額」①～⑪欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和6年分の所得金額を見積もって書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

- (1) 「**営業等・農業**」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「**給与**」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として『令和6年分予定納税について』の「給与所得の速算表」により求めた金額(所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の金額)を書きます。
- (3) 「**総合譲渡・一時**」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

- (4) 「**⑨～⑪**」の各欄……⑨欄及び⑩欄については、次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。
 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……「分離短期譲渡」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……「分離長期譲渡」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等……「一般株式等の譲渡等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等……「上場株式等の譲渡等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得……「上場株式等の分離配当等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……「先物取引の分離雑等」
 - ト 山林所得……「山林」⑪欄については、合計所得金額を書きます。合計所得金額とは、⑧欄の金額と、上記イからトまでの所得がある場合のその所得金額(上記イ及びロの分離課税の土地建物等の短(長)期譲渡所得については特別控除前の金額)及び退職所得金額を合計した金額です。

2 「所得から差し引かれる金額」⑫～⑳欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和6年分の控除額を見積もって書いてください。

3 「税額」㉑～㉓欄

- (1) 「**上の㉑に対する税額**」㉑欄……『令和6年分予定納税について』の「所得税の税額表」で求めた税額を書きます。
- (2) 「**上の㉒に対する税額**」㉒欄 } ……1の(4)のイからトまでの所得がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額(㉒、㉓の各種の金額)に対する税額を書きます。
 - イ **課税分離短期譲渡の金額に対する税額**……次の計算式で計算した金額を書きます。
課税分離短期譲渡の金額×30%
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合があります。
 - ロ **課税分離長期譲渡の金額に対する税額**……次の計算式で計算した金額を書きます。
課税分離長期譲渡の金額×15%
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合があります。
 - ハ **一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額**……次の計算式で計算した金額を書きます。
一般株式等の課税譲渡等の金額×15%
 - ニ **上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額**……次の計算式で計算した金額を書きます。
上場株式等の課税譲渡等の金額×15%
 - ホ **上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額**……次の計算式で計算した金額を書きます。
上場株式等の課税分離配当等の金額×15%
 - ヘ **先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額**……次の計算式で計算した金額を書きます。
先物取引の課税分離雑等の金額×15%
 - ト **課税山林の金額に対する税額**……『令和6年分予定納税について』の「令和6年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

4 「配当控除、投資税額等の控除」㉔欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。

- (1) **配当控除**……「㉔の金額+課税分離短期譲渡の金額+課税分離長期譲渡の金額+一般株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税分離配当等の金額+先物取引の課税分離雑等の金額」が、
 - イ 1千万円以下の場合……「㉔の金額×10%」になります。
㉔の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算してください。
 - ロ 1千万円を超える場合……国税庁ホームページのタックスアンサー「配当所得があるとき(配当控除)」をご覧ください、計算してください。
- (2) **投資税額等の控除**……税務署にお尋ねください。

5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉕欄、「政党等寄附金等特別控除」㉖欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除」㉗欄……6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和6年分の控除額を見積もって書いてください。

6 「災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額」㉘欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額並びに所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額の合計額を書きます。 (注) 所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額には、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。

7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉙欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。 源泉徴収税額×100/102.1

8 「予定納税特別控除額」㉚～㉜欄(「合計所得金額」㉑欄が1,805万円超の方は適用できません。)

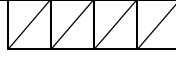
- (1) 「**本人分**」㉚欄……3万円
- (2) 「**同一生計配偶者等分**」㉛欄……同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に限ります。)1人につき3万円の金額を書きます。
詳しくは、『令和6年分予定納税について』をご覧ください。
- (3) 「**合計**」㉜欄……㉚欄と㉛欄の合計額を書きます。

9 「予定納税額」㉝、㉞欄

- (1) **7月減額申請の場合**
 - 「**第1期分**」㉝欄……{「申告納税見積額」㉑欄× $\frac{1}{3}$ －「合計」㉜欄}で計算した金額を書きます。
なお、計算の結果が赤字の場合は、「0」と書きます。
 - 「**第2期分**」㉞欄……{「申告納税見積額」㉑欄× $\frac{1}{3}$ －「第1期分」㉝欄で引ききれなかった金額}で計算した金額を書きます。
なお、計算の結果が赤字の場合は、「0」と書きます。
- (2) **11月減額申請の場合(7月減額申請をしていない場合)**
 - 「**第1期分**」㉝欄……通知を受けた金額「予定納税額第1期分」欄の金額を転記します。
 - 「**第2期分**」㉞欄……{(「申告納税見積額」㉑欄－「第1期分」㉝欄－予定納税特別控除額3万円)× $\frac{1}{2}$ －「同一生計配偶者等分」㉛欄}で計算した金額を書きます。
ただし、特別農業所得者は、{「申告納税見積額」㉑欄× $\frac{1}{2}$ －「合計」㉜欄}で計算した金額を書きます。
なお、計算の結果が赤字の場合は、「0」と書きます。

● 7月減額申請をした方が、11月減額申請をする場合の書き方や、この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページの「A1-3 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」をご覧ください。





転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書

____ 税務署長

____年 ____月 ____日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ			
氏名		生年月日	年 月 日生
職業		フリガナ 屋号	

____年分の租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の金額について、同条第3項の課税の特例の適用を受けたいので、下記の事業用固定資産の取得(改良)価額の見積額等の承認を申請します。

1 転廃業助成金に関する事項 (減価補填金は、記載する必要はありません。)

助成金の名称 区分			
大臣告示年月日、番号	年 月 日 号	年 月 日 号	年 月 日 号
助成金の交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
助成金の支払者(名称)			
助成金の額	円	円	円

2 取得(改良)予定事業用固定資産に関する事項

取得資産の種類 区分				
数量(土地、建物は面積(m ²))				
用途				
見積価額	円	円	円	円
取得(改良)予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

3 付記事項 (租税特別措置法施行令第18の7第6項に該当する場合には、その旨その他必要事項を記載します。)

関与税理士

(TEL - -)

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	年 月 日						

書 き 方

- 1 この申請書は、租税特別措置法第 28 条の 3 第 2 項に規定する転廃業助成金の交付を受けた者が、当該転廃業助成金について同条第 3 項の規定の適用を受けるために事業用固定資産の見積額等につき承認申請を行う場合に提出するものです。
- 2 「転廃業助成金に関する事項」欄は、それぞれ次のように記載します。

なお、租税特別措置法第 28 条の 3 第 1 項に規定する減価補填金は記載しないでください。

 - (1) 「助成金の名称」欄には、租税特別措置法施行令第 18 条の 7 第 2 項及び第 4 項の規定に基づき財務大臣が指定した転廃業助成金の名称を記載します。
 - (2) 「大臣告示年月日、番号」欄には、転廃業助成金について財務大臣が告示した年月日及び告示番号を記載します。
 - (3) 「助成金の交付年月日」欄には、転廃業助成金の交付決定通知を受けた年月日を記載します。
- 3 「取得（改良）予定事業用固定資産に関する事項」欄は、概算によって記載して差し支えありません。
 - (1) 「取得資産の種類」は、土地、借地権、建物、建築物、車両、船舶などと記載します。
 - (2) 「用途」は、店舗用、事務所用、工場用、貸家用、農業用、漁業用などと記載します。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可の取消通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

平成・令和 年 月 日付 第 号により行った輸出物品販売場の許可については、
下記の理由により取り消しましたので、通知します。

(理由)

記

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

—
令和 年 月 日付 第 号により行った臨時販売場を設置しようとする事業者の承認
については、下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可申請の許可通知書

令和 年 月 日付でされた一般型輸出物品販売場の許可申請については、 年 月 日付
で許可をしましたので、通知します。

輸出物品販売場 の所在地	
輸出物品販売場 の名称	

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可申請の許可通知書

令和 年 月 日付でされた手続委託型輸出物品販売場の許可申請については、 年 月 日付
で許可をしましたので、通知します。

輸出物品販売場 の所在地	
輸出物品販売場 の名称	

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号

年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請については、
年 月 日付で承認しましたので、通知します。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可の取消通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付 第 号により行った輸出物品販売場の許可については、
下記の理由により取り消しましたので、通知します。

(理由)

記

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可申請の許可通知書

令和 年 月 日付でされた自動販売機型輸出物品販売場の許可申請については、 年 月 日付
で許可をしましたので、通知します。

輸出物品販売場 の所在地	
輸出物品販売場 の名称	
指定自動販売機の指定番号	
自動販売機管理番号	

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認の取消通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付 第 号により行った臨時販売場を設置しようとする事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号

年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請の承認通知書
(自動販売機型輸出物品販売場用)

令和 年 月 日付でされた臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請については、
年 月 日付で承認しましたので、通知します。



保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書
 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

(平成二十七年分以降用)

税務署長

年 月 日提出

住(居)所 (〒 -)	電話番号		
フリガナ氏名	性別	生年月日	年 月 日
個人番号	国籍		

1 基本事項

国内において役務の提供を開始した日		年 月 日			
居 住 形 態	居住者	居住者となった日	年 月 日		
	非 居 住 者	当初入国年月日	年 月 日	在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		在留資格		相手国の納税者番号	
		相手国の納税地			
		納税管理人	住(居)所 フリガナ氏名	電話番号	

2 (特定社会) 保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細
有 ・ 無	年 月 日 ~ 年 月 日	

(特定社会)保険料	種 類	(特定社会)保険料の支払(控除)金額	①	円		
	支払(控除)年月日	年 月 日	(特定社会)保険料の上限 (計算方法は、裏面を参照してください。)	②		
		特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②とのいずれか少ない方の金額)	③			
(特定社会)保険料の金額の計算の基礎となった所得	種 類	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	所得の金額	④	円
	支払者	住(居)所 又は所在地		④に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤	
		氏名又は名称				

3 還付に関する事項 (実特法第5条の2第5項の規定による還付を受けようとする場合にのみ記入します。)

2③×20.42%	⑥	円	還付請求金額	⑦	円
(2⑤と⑥のいずれか少ない方の金額)					

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)				(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所	貯金口座の 記号番号		
	預金種類	口座番号	(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)		

関与税理士
(TEL - -)

税務署 整理 欄	通信日付印の年月日	確 認	整 理	番 号	一連番号
	年 月 日				
	番号確認	身元確認	確 認 書 類		
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			

書 き 方

1 この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。）に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。

また、実特法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

2 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。
 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

その他の各欄は次により記入します。

(1) 「1 基本事項」の各欄

「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。

非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実特法第 5 条の 2 の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る条約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にはその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要です。）は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

(2) 「2 (特定社会) 保険料に関する事項」の各欄

保険料（実特法第 5 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「(特定社会) 保険料」といいます。）について記入します。

条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ○を囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払(控除) 年月日									
金額									

※ (特定社会) 保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「(特定社会) 保険料の支払（控除）金額 (①)」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「(特定社会) 保険料の上限 (②)」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

(特定社会) 保険料の上限 = (イ+ロ+ハ+ニ) × 保険料の金額の基礎となった期間の月数

イ 厚生年金保険法の最高等級の標準報酬月額^{注1} × 保険料率^{注2} × 1 / 2

ロ 厚生年金保険法の標準賞与額の限度額^{注3} × 保険料率^{注2} × 1 / 2 × 3 ÷ 12

ハ 健康保険法の最高等級の標準報酬月額^{注4} × 保険料率^{注5} × 1 / 2

ニ 健康保険法の標準賞与額の限度額^{注6} × 保険料率^{注5} × 1 / 2 ÷ 12

(注) 1 厚生年金保険法第 20 条第 1 項に規定する標準報酬月額
 2 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率
 3 厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項後段の規定より定められる標準賞与額の限度額
 4 健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額
 5 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率
 6 健康保険法第 45 条第 1 項ただし書の規定より定められる標準賞与額の限度額

<居住者の方> 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額 (③)」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。

<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額 (③)」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。

<172 条申告書を提出する非居住者の方> 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額 (③)」欄の額を控除した後の額を記入します。

(3) 「3 還付に関する事項」の各欄

還付請求書として使用する場合にのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。

3 この届出書には、次の(1)（還付請求書として提出する場合は(1)及び(2)）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）。

- (1) 条約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する書類
- (2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等

4 この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）。

なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所轄税務署に提出します。

※ この届出書又は還付請求書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②届出又は請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄 ()
	給与の支払者の法人番号		
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

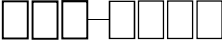
項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			⑩ 増改築等に係る借入金等の計算(注1)
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額) ①	㉞のうち①に係るもの 円	㉞ 円	㉞ 円	㉞のうち⑩に係るもの 円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」) ②	() 円	() 円	() 円	() 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額 ③	②と㉞の少ない方 円	②と㉞の少ない方 円	②と(㉞+㉞+㉞)の少ない方(注2) 円	②と⑩の少ない方 円
③×「居住用割合」 ④	() 円	() 円	() (注3) 円	() 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額) ⑤	(最高 万円) 円	年間所得の見積額(万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円	
住宅借入金等特別控除額(⑤×) ⑥	(100円未満の端数切捨て) (最高 円) 00	重複適用を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(記入に当たっては、同封の説明書をお読みください。)	(100円未満の端数切捨て) (最高 円) 00	

(備考)

(注1) 増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、③欄で計算します。
(注2) ③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。
(注3) ③欄の④の居住用割合については、「①欄の④の居住用割合と②欄の④の居住用割合」や「⑩欄の④の居住用割合と③欄の④の居住用割合」が異なる場合は、同封の説明書をお読みいただき記入してください。

この申告書及び証明書は、なお、この用紙を計算明細書として使用する。年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。

年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

	<p>左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長 印</p>
---	---

(証明事項)

家屋に関する事項			土地等に関する事項		
① 居住開始年月日	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合
年 月 日	円	%	%	円	%
増改築等に関する事項			⑦ 住宅の区分等		
⑧ 居住開始年月日	⑨ 増改築等の費用の額	⑩ 居住用割合	⑪ 連帯債務割合		
年 月 日	円	%	%		
住宅借入金等の年末残高に関する事項			⑫ 備考		
⑬ 住宅のみ	⑭ 土地等のみ	⑮ 住宅及び土地等			
円	円	円			

(参考) 適用初年分の控除額 円 各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

年分

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄()
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所	
	給与の支払者の所在地(住所)	又は居所	


年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算			D 増改築等に係る借入金等の計算	
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等		
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	①	ワのうちAに係るもの 円 ()	カ 円 ()	ヨ 円 ()	ヅのうちDに係るもの 円 ()
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	②	(%) 円	(%) 円	(%) 円	(%) 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	③	②とロの少ない方 円	②とホの少ない方 円	②と(ロ+ホ+リ)の少ない方 円	②とリの少ない方 円
③ × 「居住用割合」	④	(%) 円	(%) 円	(%) 円	(%) 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	⑤	(最高 万円) 円	年間所得の見積額 (万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円	
住宅借入金等特別控除額	⑥	(100円未満の端数切捨て) (最高 円) 円	重複適用を受ける場合の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額	(100円未満の端数切捨て) (最高 円) 円	

(備考)

年分

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

 _____ 様	左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。 年 月 日 税務署長
---	---

(証明事項)

イ 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	ロ 取得対価の額 円	ハ 居住用割合 %	ニ 連帯債務割合 %	ホ 取得対価等の額 円	ヘ 居住用割合 %	ト 連帯債務割合 %
チ 居住開始年月日	増改築等に関する事項			ワ 住宅の区分等		
	リ 増改築等の費用の額 円	ヌ 居住用割合 %	ル 連帯債務割合 %			
住宅借入金等の年末残高に関する事項						
ヅ 住宅のみ	カ 土地等のみ	ヨ 住宅及び土地等				
円	円	円				
(参考) 適用初年分の控除額	円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんご注意ください。				

書面による確定申告、または年末調整される場合は、この「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」を印刷したものは使用できません。
e-Taxホームページに掲載している「QRコード付証明書等作成システム」を使用し、QRコード付控除証明書を作成し、使用ください。

(ntaclient)



年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書

_____ 税務署長

令和 ____年 ____月 ____日提出

住所	(〒 _____)		
	(TEL _____)		
フリガナ		生年月日	大正 昭和 平成 令和
氏名		年 月 日生	

居住開始年月日	平成 ____年 ____月 ____日	確定申告により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けた年分	平成 ____年分
請求事由	1 紛失により、電子での再交付を希望するため（注） 2 紛失により、書面での再交付を希望するため 3 書面での交付をとりやめ、電子交付を希望するため（注） 4 電子交付をとりやめ、書面での交付を希望するため 5 その他（ _____ ）		

(注) 1 証明書の電子交付の対象となる方は、居住開始年月日が平成31年1月1日以降の方で、マイナンバーカード等の電子証明書を利用して e-Tax で確定申告書又はこの交付申請書を提出された方に限ります。
 なお、証明書の内容によっては、電子交付を行うことができない場合があります。
 2 証明書の内容を確認するためには、マイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要です。

上記の理由により、次の対象年分の年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書が必要となったので、交付の申請をします。

交付申請書類の対象年分	令和 ____年分 から 令和 ____年分
-------------	------------------------

税務署整理欄	整理番号	0	
	来署者	本人等確認	委任事実等の確認
	本人	個人番号カード・免許証・他 (_____)	<input type="checkbox"/> 委任状
	代理人（上記以外）	個人番号カード・免許証・他 (_____)	

書 き 方

- 1 この交付申請書は、年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の交付を受けようとする場合に提出するものです。
- 2 「居住開始年月日」欄及び「確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けた年分」欄には、新築や購入した家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供した年月日及び確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分を記載してください。
- 3 「請求事由」欄は、該当の数字を○で囲んでください。
なお、「その他」の場合には、()内にその理由を記載してください。
記載例：申告の際に交付不要へ誤ってチェックしたが、書面での交付を希望するため
- 4 「交付申請書類の対象年分」欄は、必要とする書類の「令和 年分から令和 年分」欄に年分を記載してください。
なお、記載する年分はこの交付申請書を提出した後の年分を記載してください。

※ 税務署の窓口で代理人の方がこの請求をする場合には委任状が必要です。

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

次に掲げる対象年分の年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の交付申請及び受領に関する権限

交付申請書類の対象年分	令和____年分 から 令和____年分
-------------	----------------------

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 _____

(注) 必ず、委任者の方が自署してください。

氏 名 _____

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和6年6月14日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

● 予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額(第1期分)の金額は、予定納税特別控除額(3万円)を差し引いた後の金額を記載しています。

Table with 3 columns: 予定納税額, 第1期分, 第2期分, 合計. Includes a small table for 振替納税利用 金融機関名.

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

Table for 予定納税基準額

Table for 振替納税利用 金融機関名

● 予定納税額の納付について

Table with 3 columns: 振替納税をご利用の方, 振替納税をご利用でない方, 振替納税額. Includes 引落日 and 納付期間 information.

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

Main calculation table for 予定納税基準額. Columns: 区分, 金額. Rows include 令和5年分の総所得金額, 差引総所得金額, 課税される所得金額, 税額, 配当控除, 差引所得税額.

Table for ④の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算. Rows include 所得税に係る外国税額控除等, 所得税に係る源泉徴収税額, 再差引所得税額, 復興特別所得税額相当額, 予定納税基準額.

④の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

Table for ④の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算. Columns: 区分, 金額. Rows include 令和5年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額, 差引税額, ②のうち所得税に係る源泉徴収税額.

詳しくは、同封の『令和6年分 予定納税について』をご覧ください。

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和6年10月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

様

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用) 特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額(第2期分)の金額は、予定納税特別控除額(3万円)を差し引いた後の金額を記載しています。

Table with 3 columns: 予定納税額, 第1期分, 第2期分, 合計. Includes a note about agricultural income.

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

Table for 予定納税基準額 (Estimated tax base amount).

Table for 振替納税利用金融機関名 (Bank name for direct payment).

● 予定納税額の納付について

Table detailing payment methods: 振替納税をご利用の方 (Direct payment) and 振替納税をご利用でない方 (Not direct payment).

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

Main calculation table for the tax base amount, including sections for total income, deductions, and final tax amount.

Table for calculating the tax base amount, showing steps 13 through 17.

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

Table for calculating the source withholding tax amount (Step 14).

詳しくは、同封の『令和6年分 予定納税について』をご覧ください。

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額（合計欄の金額）**を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の17欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第1期分）の金額は、予定納税特別控除額（3万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分： 年 月 日 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分： 年 月 日 ~同年 月 日 第2期分： 年 月 日 ~同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額	
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	1 円	
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2	
差引総所得金額 (1欄-2欄)	3	
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4	
所得から差し引かれる金額	5	
課税される所得金額 (5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。)	3欄に対する金額	6
	4欄に対する金額	7
税 額	上の6欄に対する税額	8
	上の7欄に対する税額	9
	合計	10
配当控除 投資税額等の控除 (特定増設策等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	11	
差引所得税額 (10欄-11欄)	12 (赤字のときは0)	

所得税に係る外国税額控除等	13
所得税に係る源泉徴収税額 (下の21欄の金額)	14
再差引所得税額 (12欄-13欄-14欄)	15 (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 15欄×2.1%	16
予定納税基準額 (15欄+16欄)	17

14欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	18 円
18欄のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	19
差 引 税 額 (18欄-19欄)	20
20欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (20欄×100/102.1)	21

電子通知

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額（合計欄の金額）**を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

年分 所得税及び復興特別所得税の**予定納税額の通知書（一般用）** **特別農業所得者**

●**予定納税について**

あなたの 年分の**予定納税基準額**及び**予定納税額**（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の17欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第2期分）の金額は、予定納税特別控除額（3万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

●**予定納税額の納付について**

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額	
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	1 円	
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2	
差引総所得金額 (1欄-2欄)	3	
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4	
所得から差し引かれる金額	5	
課税される所得金額 (5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。)	3欄に対する金額	6
	4欄に対する金額	7
税 額	上の6欄に対する税額	8
	上の7欄に対する税額	9
	合計	10
配当控除 投資税額等の控除 (特定増収策等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	11	
差引所得税額 (10欄-11欄)	12 (赤字のときは0)	

所得税に係る外国税額控除等	13
所得税に係る源泉徴収税額 (下の21欄の金額)	14
再差引所得税額 (12欄-13欄-14欄)	15 (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 15欄×2.1%	16
予定納税基準額 (15欄+16欄)	17

14欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	18 円
18欄のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	19
差引税額 (18欄-19欄)	20
20欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (20欄×100/102.1)	21

電子通知

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑰の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第1期分）の金額は、予定納税特別控除額（3万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分：令和6年9月30日 第2期分：令和6年12月2日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分：令和6年7月1日 ～ 同年9月30日 第2期分：令和6年11月1日 ～ 同年12月2日	左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、国税の納付はキャッシュレスでの納付が可能です。この機会に是非ご利用ください。 ※第1期分の納付書は後日送付します。第2期分の納付書は10月中に送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額	円
令和5年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①		
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②		
差引総所得金額 (① - ②)	③		
令和5年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④		
所得から差し引かれる金額	⑤		
課税される所得金額 ③の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	③に対する金額	⑥	
	④に対する金額	⑦	
税 額	上の⑥に対する税額	⑧	
	上の⑦に対する税額	⑨	
	合計	⑩	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		⑪	
差引所得税額 (⑩ - ⑪)		⑫	(赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑭の金額)	⑭	
再差引所得税額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯	
予定納税基準額 (⑮ + ⑯)	⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額	円
令和5年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱		
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑲		
差引税額 (⑱ - ⑲)	⑳		
⑳のうち所得税に係る源泉徴収税額 (⑳ × 100 / 102.1)	㉑		

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

年 月 日
税務署長

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用) 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑩の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額(第2期分)の金額は、予定納税特別控除額(3万円)を差し引いた後の金額を記載しています。

Table with 3 columns: 予定納税額, 第1期分, 第2期分, 合計. Includes a note that the 1st period is zero for special agricultural income.

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

Table for 予定納税基準額 (Estimated tax base amount).

Table for 振替納税利用金融機関名 (Remittance tax payment financial institution name).

●予定納税額の納付について

Table detailing payment methods: 振替納税をご利用の方 (Remittance tax payment) and 振替納税をご利用でない方 (Not remittance tax payment), including due dates and procedures.

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

Main calculation table for the tax base amount, showing steps from total income to final tax base amount with various adjustments.

Table for calculating the tax base amount, showing steps 13 through 17, including foreign tax credit and special provisions.

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

Table for calculating the source withholding tax amount, showing steps 18 through 21.

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和6年6月14日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押すは省略してあります。

様

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

● 予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の㉓の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第1期分）の金額は、予定納税特別控除額（3万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分：令和6年9月30日 第2期分：令和6年12月2日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分：令和6年7月1日 ～ 同年9月30日 第2期分：令和6年11月1日 ～ 同年12月2日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください（第2期分の納付書は後日送付します）。なお、スマホアプリ納付やクレジットカード納付など納付書を使用しない方法で納付している方には納付書を同封していません。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和5年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時的各所得の金額	②
差引総所得金額 (① - ②)	③
令和5年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額 ③に対する金額	⑥
⑥の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	⑦
課税される所得金額に対する税額	⑧
令和5年分の変動所得の超過額	⑨
令和5年分の変動所得たる雑所得の金額	⑩
調整所 得金額 { (⑥ - ⑩ × 4/5) } 又は { (⑥ × 1/5) }	⑪
特別所得金額 (⑥ - ⑪)	⑫
調整所得金額に対する平均税率及び税額	⑬
特別所得金額に対する税額 (⑫ × ⑬の平均税率)	⑭
⑦に対する税額	⑮

課税される所得金額 に対する税額 (⑮ + ⑭ + ⑮)	⑯
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別 控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰
差引所得税額 (⑯ - ⑰)	⑱ (赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉑の金額)	⑳
再差引所得税額 (⑱ - ⑲ - ㉑)	㉒ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉒ × 2.1%	㉓
予定納税基準額 (㉒ + ㉓)	㉔

㉑の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和5年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㉕
㉕のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時的各所得に対するもの	㉖
差引税額 (㉕ - ㉖)	㉗
㉗のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉗ × 100/102.1)	㉘

詳しくは、同封の『令和6年分 予定納税について』をご覧ください。

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和 6 年 10 月 15 日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

様

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用) 特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の㉓の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額(第2期分)の金額は、予定納税特別控除額(3万円)を差し引いた後の金額を記載しています。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和6年12月2日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和6年11月1日 ～ 同年12月2日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、スマホアプリ納付やクレジットカード納付など納付書を使用しない方法で納付している方には納付書を同封していません。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和5年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②
差引総所得金額 (① - ②)	③
令和5年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額 ③に対する金額	⑥
④の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	④に対する金額
課税される所得金額に 対する税額	⑦
令和5年分の変動所得の超過額	⑧
令和5年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
差引金額 (⑧ - ⑨)	⑩
調整所 得金額 { (⑥ - ⑩ × 4/5) } 又は { (⑥ × 1/5) }	⑪
特別所得金額 (⑥ - ⑪)	⑫
調整所得金額に対する 平均税率及び税額	% ⑬
特別所得金額に対する 税額 (⑫ × ⑬の平均税率)	⑭
⑦に対する税額	⑮

課税される所得金額 に対する税額 (⑮ + ⑭ + ⑯)	⑰
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別 控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑱
差引所得税額 (⑰ - ⑱)	⑲ (赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑳
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉑の金額)	㉑
再差引所得税額 (⑲ - ⑳ - ㉑)	㉒ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉒ × 2.1%	㉓
予定納税基準額 (㉒ + ㉓)	㉔

㉑の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和5年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㉕ 円
㉕のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉖
差引税額 (㉕ - ㉖)	㉗
㉗のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉗ × 100/102.1)	㉘

詳しくは、同封の『令和6年分 予定納税について』をご覧ください。

整理番号	
------	--

様

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額（合計欄の金額）**を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●**予定納税について**

あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の23欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第1期分）の金額は、予定納税特別控除額（3万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

●**予定納税額の納付について**

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分： 年 月 日 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分： 年 月 日 ～同年 月 日 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	円
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	
差引 総所得金額 (1欄-2欄)	
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	
所得から差し引かれる金額	
課税される所得金額	
5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。	
3欄に対する金額	
4欄に対する金額	
年分の変動所得の超過額	
年分の変動所得たる雑所得の金額	
差引 金額 (8欄-9欄)	
調整所 得金額 { (6欄-10欄×4/5) } 又は { (6欄×1/5) }	
特別所得金額 (6欄-11欄)	
調整所得金額に対する平均税率及び税率	%
特別所得金額に対する税額 (12欄×13欄の平均税率)	
7欄に対する税額	

課税される所得金額に対する税額 (13欄+14欄+15欄)	16
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	17
差引 所得税額 (16欄-17欄)	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	19
所得税に係る源泉徴収税額 (下の27欄の金額)	20
再差引 所得税額 (18欄-19欄-20欄)	21 (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 21欄×2.1%	22
予定納税基準額 (21欄+22欄)	23

20欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	円
24欄のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	
差引 税 額 (24欄-25欄)	26
26欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (26欄×100/102.1)	27

電子通知

整理番号

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日
 _____ 税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用） 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの _____ 年分の予定納税基準額及び予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の23欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 _____ 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第2期分）の金額は、予定納税特別控除額（3万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

●予定納税額の納付について

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

予定納税基準額 円

振替納税利用金融機関名

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分： _____ 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分： _____ 年 月 日 ～同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎 ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	1 円
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2
差引総所得金額 (1欄-2欄)	3
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4
所得から差し引かれる金額	5
課税される所得金額 (5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。)	3欄に対する金額 6
	4欄に対する金額 7
課税される所得金額に 対する税額	年分の変動所得の超過額 8
	年分の変動所得たる雑所得の金額 9
	差引金額 (8欄-9欄) 10
	調整所 { (6欄-10欄×4/5) } 得金額 { 又は (6欄×1/5) } 11
	特別所得金額 (6欄-11欄) 12
	調整所得金額に対する 平均税率及び税額 % 13
	特別所得金額に対する 税額 (12欄×13欄の平均税率) 14
	7欄に対する税額 15

課税される所得金額に 対する税額 (13欄+14欄+15欄)	16	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	17	
差引所得税額 (16欄-17欄)	18	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	19	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の27欄の金額)	20	
再差引所得税額 (18欄-19欄-20欄)	21	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 21欄×2.1%	22	
予定納税基準額 (21欄+22欄)	23	

20欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	24 円
24欄のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	25
差引税額 (24欄-25欄)	26
26欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (26欄×100/102.1)	27

電子通知

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

年 月 日
税務署長

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用)

● 予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の②の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。...

予定納税額(第1期分)の金額は、予定納税特別控除額(3万円)を差し引いた後の金額を記載しています。

Table with 3 columns: 予定納税額, 第1期分, 第2期分, 合計

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

Table with 2 columns: 予定納税基準額, 円

Table with 2 columns: 振替納税利用金融機関名

● 予定納税額の納付について

Table with 3 columns: 振替納税をご利用の方, 振替納税をご利用でない方, 納付方法/期間

※期限内に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

Table for calculation of tax base, columns: 区分, 金額

Table for calculation of tax base, columns: 課税される所得金額, 金額

⑳の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

Table for calculation of tax base, columns: 区分, 金額

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

令和6年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用) 特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和6年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の㉓の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和6年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額(第2期分)の金額は、予定納税特別控除額(3万円)を差し引いた後の金額を記載しています。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円
---------	---

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和6年12月2日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和6年11月1日 ～ 同年12月2日	左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、国税の納付はキャッシュレスでの納付が可能です。この機会に是非ご利用ください。 ※納付書は後日送付します。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和5年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②
差引総所得金額 (① - ②)	③
令和5年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額	③に対する金額 ⑥
⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	④に対する金額 ⑦
課税される所得金額に 対する税額	令和5年分の変動所得の超過額 ⑧
	令和5年分の変動所得たる雑所得の金額 ⑨
	差引金額 (⑧ - ⑨) ⑩
	調整所 得金額 { (⑥ - ⑩ × 4/5) 又は(⑥ × 1/5) } ⑪
	特別所得金額 (⑥ - ⑪) ⑫
	調整所得金額に対する 平均税率及び税額 % ⑬
	特別所得金額に対する 税額 (⑫ × ⑬の平均税率) ⑭
	⑦に対する税額 ⑮

課税される所得金額 に対する税額 (⑬ + ⑭ + ⑮)	⑯
配当控除 投資税額等の控除 (特定増収策等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別 控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰
差引所得税額 (⑯ - ⑰)	⑱ (赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉑の金額)	⑳
再差引所得税額 (⑱ - ⑲ - ㉑)	㉒ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉒ × 2.1%	㉓
予定納税基準額 (㉒ + ㉓)	㉔

㉑の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和5年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㉕ 円
㉕のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉖
差引税額 (㉕ - ㉖)	㉗
㉗のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉗ × 100/102.1)	㉘

氏名 _____ 殿

区 分		①	②	③	
		前の額	後の額	増減 (△印) 差額 (② - ①)	
所得金額	所得 ①	円	円	/	
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計 (総所得) ⑥				円
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
	所得 ⑨				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金 ⑩			/	
	生命保険料、地震保険料控除 ⑪				
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除 ⑫				
	配偶者、配偶者特別控除 ⑬				
	扶養控除 ⑭				
	基礎控除 ⑮				
	⑩ から ⑮ までの計 ⑯				
	雑損、医療費、医療費 (特例) 控除 ⑰				
	寄附金控除 ⑱				
所得控除額の計 ⑲					
課税される所得金額 (⑲ の金額を ⑥、⑦、⑧、⑨ から順に控除)	総所得 ⑳				
	所得 ㉑				
	所得 ㉒				
	所得 ㉓				
算出税額	㉑ に 対 す る 税 額 ㉔				
	㉒ に 対 す る 税 額 ㉕				
	㉓ に 対 す る 税 額 ㉖				
	㉓ に 対 す る 税 額 ㉗				
	計 ㉘				
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉙				
	控除 ㉚				
	控除 ㉛				
差引所得税額 (㉘ - ㉙ - ㉚ - ㉛) (引ききれないときは0)		㉜			
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額等		㉝			
		㉞			
所得税に係る源泉徴収税額		㉟			
再差引所得税額 (㉜ - ㉝ - ㉞ - ㉟) (引ききれないときは0)		㊱			
㊱ × 2.1%		㊲			
申告納税見積額 (㊱ + ㊲)		㊳		円	
予定納税特別控除額		㊴			
予定納税額	第 1 期	㊵			
	第 2 期	㊶			

特農
青・白

氏名 _____ 殿

区 分		A	B	C 増減 (△印) 差額 (B-A)
所得金額	1	円	円	
	2			
	3			
	4			
	5			
	計 (総所得)			円
	6			
	7			
	8			
所得金額から差し引かれる金額	10 社会保険料、小規模企業共済等掛金控除			
	11 生命保険料、地震保険料控除			
	12 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除			
	13 配偶者、配偶者特別控除			
	14 扶養控除			
	15 基礎控除			
	10 欄 から 15 欄 までの 計			
	17 雑損、医療費、医療費(特例)控除			
	18 寄附金控除			
	19 所得控除額の計			
課税される所得金額	20 総所得			
19 欄の金額を6欄、7欄、8欄、9欄から順に控除	21			
	22			
	23			
算出税額	24 20 欄 に対する 税 額			
	25 21 欄 に対する 税 額			
	26 22 欄 に対する 税 額			
	27 23 欄 に対する 税 額			
	計			
所得税額から差し引かれる金額	29			
	30			
	31			
32 差引所得税額 (28欄-29欄-30欄-31欄) (引ききれないときは0)				
33 災害減免額、所得税に係る外国税額控除額等				
34				
35 所得税に係る源泉徴収税額				
36 再差引所得税額 (32欄-33欄-34欄-35欄) (引ききれないときは0)				
37 36欄×2.1%				
38 申告納税見積額 (36欄+37欄)				円
39 予定納税特別控除額				
予定納税額	第 1 期	40		
	第 2 期	41		